

承認第3号

富里市国民健康保険税条例（昭和43年7月5日条例第13号）

改正後	改正前
<p data-bbox="197 373 300 405">附 則</p> <p data-bbox="120 453 344 485">1～16 （略）</p> <p data-bbox="143 533 1102 622"><u>（東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例）</u></p> <p data-bbox="112 667 1102 1161"><u>17 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第44条の2第3項の規定の適用を受ける場合における附則第6項（附則第7項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、附則第6項中「第36条」とあるのは「第36条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）」と、「同法」とあるのは「租税特別措置法」とする。</u></p>	<p data-bbox="1214 373 1317 405">附 則</p> <p data-bbox="1137 453 1361 485">1～16 （略）</p>

附 則（平成24年3月31日条例第20号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。